



NOAA FISHERIES
NATIONAL OCEANIC AND ATMOSPHERIC ADMINISTRATION



マグロ追跡・認証プログラム

アメリカ合衆国商務省、海洋大気庁、海洋水産局

ドルフィン・セーフプログラム、船長用研修コース

2016年3月23日

マグロ追跡・認証プログラムに関する英文質問の提出先：

swrtuna.track@noaa.gov



このドキュメントは、<http://www.nmfs.noaa.gov/pr/dolphinsafe> でオンラインで入手できます。

序言

マグロがアメリカ合衆国政府から「ドルフィン・セーフ」の査定を得るためには、船長の保証陳述を書類で提出することが規定されております。この船長の保証陳述の内容はマグロの漁業航行期間にイルカを包囲する意図の下で巾着網を配置したりその他の漁具を操作したりすることがなかったこと、そして、マグロを捕獲した漁網や配置された漁具の中でイルカが重傷を帯びたり殺害されたりすることがなかったことを保証するものです。

この研習コースを修了した船長の保証陳述が、**2016年5月21日以降**に始まる漁業航行のすべて（東部熱帯太平洋での400ショートトン（362.8MT）以上の運搬能力を持っている大型の巾着網船を除く）に対して必要とされます。

船長保証陳述の新しい書式は下記のウェブサイトで入手可能です。：

<http://www.nmfs.noaa.gov/pr/dolphin-safe/cst.htm>

この研習コースは4つの主要なトピックをカバーしています：

A. 分類学上マイルカ科 *Delphinidae* と呼称されるイル

力を識別する。

B. イルカを対象にして故意に漁具を配置したり包囲したりする行動を識別する。

C. イルカの死（すなわち、死亡）と重傷を識別する。

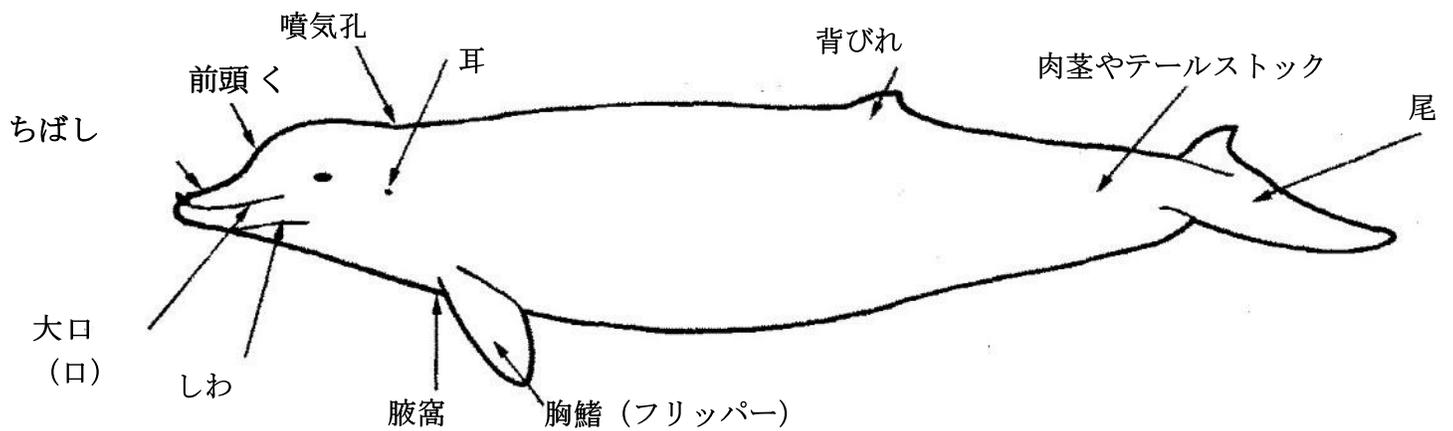
D. 非ドルフィンセーフマグロからドルフィンセーフマグロを物理的に分離する。

以下の図面は、1993年にトーマス・A.ジェファーソン、ステューブン・レザーウッド、およびマルクA.ウェバーによる共著「世界の海洋哺乳類」という国連食糧農業機関（FAO）の刊行物を参考にして作成したものです。

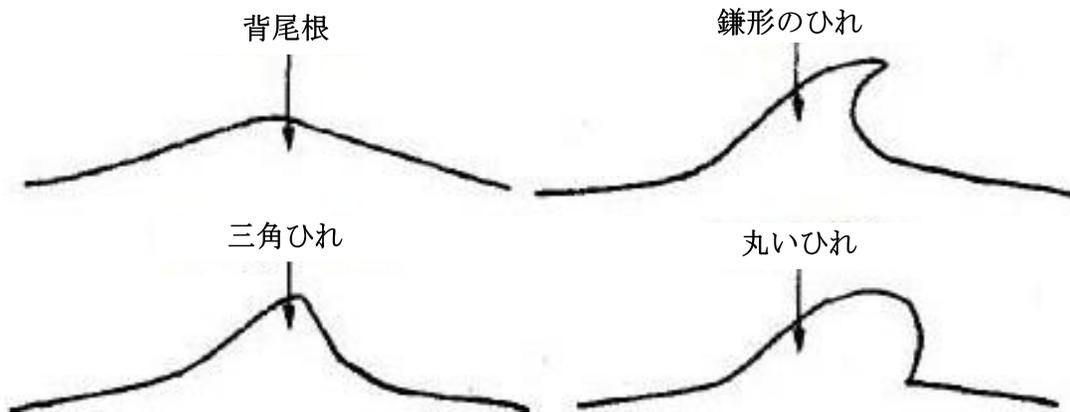
この文献は下記のFAOのウェブサイトから閲覧またはダウンロードすることができます。

<http://www.fao.org/docrep/009/t0725e/t0725e00.htm>

専門用語の図示



背びれの例



A) 分類学上マイルカ科 *Dolphinidae* と呼称されるイルカを識別する。

目的: アメリカ政府海洋漁業局は、船長が種レベルまで詳しく掘り下げてイルカを識別することを要求しません。しかし、船長はその動物がマイルカ科のイルカであるかどうかを個々の動物について識別できなければなりません。

- イルカは、単一のブローホール、歯があり、ヒゲがない小型鯨類で

す。

- イルカはマイルカ科のメンバーです。
- マイルカ科のほとんどのメンバーは：
 - サイズは最小のイルカの 1～1.8 メートルから最大のオスシャチの 9.8 メートルまでの範囲にわたっています。
 - 海洋生息場に住んでいます。
 - 目立つくちばしをもっています。例外は、パイロットクジラ、オキゴンドウ、花巨頭とシャチです。
 - 先細りまたは尖った歯を持っています。
 - イルカの背中の中央付近に位置する鎌形背びれを持っています（前ページの図を参照）。鎌形とは、後縁部に「湾曲」があることを意味します。ただし、セミイルカは背びれを持っていません。

上記の特徴の全てが当てはまらない場合もありますが、ほとんどのイルカはこれらの特性を持っています。

種によるイルカの識別について、FAO の「世界の海洋哺乳類」という刊行物の該当する章を参照してください。FAO ウェブサイトからこの刊行物を表示するまたはダウンロードするには [ここ](#) をクリックしてください。この刊行物をオンラインで表示するには、インターネット・ブラウザに下記のウェブアドレスを入力します：

<http://www.fao.org/docrep/009/t0725e/t0725e00.htm>

B) イルカを対象にして故意に漁具を配置したり包囲したりする行動を識別する。

漁業航行中のいかなる時点でも巾着網または他の漁具を故意に配備したりまたは使用してイルカを包囲する行動があった場合には、その漁業航海中に捕獲されたすべてのマグロはアメリカ政府発行の「ドルフィン・セーフ」という資格を得られなくなります。

例えば、巾着網船が漁網を配置するにあたって、（単数ないし複数の）イルカが漁網の内部領域に目撃された際は、それが漁網配置の開始後（すなわち、小型モーターボートが巾着網船から離れた後）であった場合に限って、これがイルカに対する故意の配置や包囲網ではなくて、偶然の漁獲行為であったと見なされます。

C) イルカの死亡と重傷を識別する。

死亡の決定:

- マグロを漁獲する漁網やその他の漁具を配置したために死亡したことが観察されたイルカのこと。すなわち、イルカの死亡とはイルカの生命が終了して、それが死んでいることを意味します。

重傷の決定:

- イルカの「重傷」とは、イルカの死につながる可能性が比較的高い傷害を意味します。
- 以下の二つのリストは船長がイルカの傷害を評価することに役立ちます。これらのリストは漁業活動中に起こりやすい傷害に限られます。

1) 以下の傷害は重傷を意味します:

- フックなどの漁具を呑み込んでいる。
- 捕獲された後、船上に収容されたイルカ。
- 頭部に (単数ないし複数の) フックが突き刺さっている。
- 自由に泳ぎ回っているが身体に漁具が付着しているため、以下の危険性がある: 1) 漁具が身体に絡まって絞めつける;; 2) 漁具を呑み込む;; 3) 海中での抵抗となる又は抵抗が増す;; または 4) 周辺の何かに引っかかって、イルカが身動きできなくなる。
- イルカに重しがついているか、身動きできなくなっているか、縛られた状態になって自由がきかない。
- 漁具がイルカの一部に絡まり絞めつけているか、もがくと絞めつけられそうになる。
- 胸ひれ以外の部分で骨折が目撃される。
- 尾部が完全に切断された状態を含め、脊柱が折れている (すなわち背柱の破断) 。
- 異物が体に刺さっているか体の腔が露出している (すなわち単数ないし複数の内臓が目撃される。) 。
- 尾部が一部分だけ切断されている (ただし、尾部の半分以上の部分) 。
- 母依存のイルカ (すなわち、子どものイルカ) を事件発生後に単

独で放置または母依存のイルカを重傷を負ったり死亡した母イルカと一緒に放置。

2) 以下の傷害は個々の負傷としては重傷でないかも知れません。しかし、複数個の負傷であれば重傷とみなせる可能性があります。ただし、個々の負傷の深刻さにもよります。

- 船との衝突が目撃あるいは報告された場合。
- 目視で確認される出血。
- (単数ないし複数の)フックが歯の外部の唇だけに刺さっているのが確認され、漁具を引きずっていない。
- 身体のどこかに(単数ないし複数の)フックが刺さった跡があるが、すでに取り除かれたり引き出されたかでなくなっている。
- 身体外辺部(すなわちヒレ)に(単数ないし複数の)フックが刺さっているかイルカが漁具を引きずっていない、あるいは漁具を引きずっていても、次のことにつながる可能性はない: 1) イルカを締め付けるような絡まった状態になる;; 2) 呑みこまれる;; 3) 海中での抵抗が増す;; または 4) 周辺の何かに引っかかってイルカに重しがかかった状態になる。
- 漁具から外して放流する前に、イルカに重しがかかった状態であったり、身動きの出来ない状態であったり、漁具が絡まっていたり、網の中に閉じ込められた状態になっている。このような状態が長引けば、「捕縛麻痺症」 Capture Myopathy と称する重傷をおこす原因となる。この症状に対して特に敏感なイルカの種類は、わずか数分足らずの捕縛状態で重傷に陥ることがある。

- イルカのどこかに漁具が絡まってぶら下がっている。
 - 背びれがなくなっているか外見が損なわれている。
 - 尾ひれが一部切れている（中央線に達しない傷）
 - （単数ないし複数の）胸鰭が若干または全体的に切断されているか千切れている。
- 社会性の生物として、所属する社会群からはぐれており、かつ / 又は、事件後に単独で放置されている。

D) 非ドルフィンセーフマグロからドルフィンセーフマグロを物理的に分離する。

- 漁網の設置やその他の漁具の配置中にイルカの死亡または重傷が発生した場合、この特定の漁網配置や漁具の操作活動によって捕獲されたすべてのマグロは非ドルフィンセーフであると見なされて、それ以外の漁網配置や漁具の操作活動によって捕獲されたドルフィンセーフマグロから物理的に分離させることが必要です。
- 船長は非ドルフィンセーフマグロからドルフィンセーフマグロを物理的に分離させることを確実に行う責任があります。
- 船長は船の中に非ドルフィンセーフマグロを保管する場所を指定する責任があります。
- イルカの死亡または重傷を起こした漁網配置や漁具の操作中に捕獲されたマグロは陸揚げの間、船の中で物理的に分離させておくことが必要です。

- 巾着網船にマグロ保管庫が複数個ある場合、一つの保管庫に非ドルフィンセーフマグロが混在すれば、網その他の方法で荷分けをしたとしても、その保管室内の魚の全部が非ドルフィンセーフマグロと見なされる。言い換えれば、船長は漁網の配置や漁具の操作中にイルカの死亡ないし重傷事故が発生した場合には、その特定の漁労航海期間中で捕獲される非ドルフィンセーフマグロの全部を格納する専用の保管室を別個に設けておかねばならない。船長によって設定されるこの非ドルフィンセーフマグロ専用保管庫の場所はそれぞれの航行毎に変更することができます。しかし、漁労中にイルカの死亡または重傷事件が起こらない航行もあるので、マグロ保存庫に非ドルフィンセーフマグロが積まれていない場合もあります。
- アメリカ政府のドルフィン・セーフ規制では、非巾着網船の場合、網類、その他の材料または別個の保存庫などを使ってドルフィンセーフマグロを非ドルフィンセーフマグロから物理的に分離させなければなりません。保存庫を一つしか持たない巾着網船の場合、網類その他の材料を用いてドルフィンセーフマグロを非ドルフィンセーフマグロから物理的に分離させてよいことになっています。
- 上記の分離用の材料の例としては、保存庫内で物理的に隔離機能を発揮でき容易に入手できる品物、例えばゴミ袋、防水シート、網類、布類などです。
- 非ドルフィンセーフマグロの尾に紐をつけたり尾を切り取ったりなどして魚体に目印をするだけでは、ドルフィンセーフマグロから非ドルフィンセーフマグロを分離させる要件を満たすのに十分でないことに注意してください。

- 例：非巾着網 船や単一の保存庫しか持っていない巾着網船の場合は、網類や防水シートなどを既存のドルフィンセーフマグロの上に被せてよろしい。
 - その後の網配置や漁具操作で捕獲されたすべての非ドルフィンセーフマグロは、上記の被せた網類や防水シートなどの上に上乗せして保存してよろしい。
 - それぞれの網配置や漁具操作の終了後、捕獲して保管した非ドルフィンセーフマグロの上に網類や防水シートなどを被せる。
 - 上下の網類やタープをタグ付けすることにより、非ドルフィンセーフマグロの識別がなされているので、その後で捕獲されるドルフィンセーフマグロを非ドルフィンセーフマグロに上積みして船内の同一の保存庫で保管し続けることができます。